

厚生文教委員会会議録

平成19年8月7日(火)

(開 会) 9:56

(閉 会) 14:27

○ 委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

「議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」ならびに「請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願」は関連がありますので一括議題といたします。執行部に発言を許します。

○ 生涯学習部長

7月5日の厚生文教委員会におきまして図書館関係審議における指摘事項につきまして、今日までの取り組みの経過とを併せまして報告をいたします。

まず9項目に亘りまして指摘事項を受けていましたので、それにつきまして報告を兼ねて説明をさせていただきます。

1点目ですが、図書館運営協議会との整合性についてでございますが、「図書館協議会につきましては図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関である」ということから、事前に協議会で諮るべきところでありましたが、事後になったことにつきまして、ご指摘を受けてきたところであります。早速、7月11日に第1回目の運営協議会を開催させていただき、まずその中で「指定管理者制度の仕組みと条例の改正内容について」説明をさせていただきました。議会の中でもご指摘を受けましたように「運営協議会」やボランティア団体へ事前に説明がなかったことに対するお叱りを受けましたところでもあります。それに関連して、協議会の会長からは、「議事を進めるにあたっては、図書館としても、そういう委員の気持ちは汲み取るよう」とのご指導を受けたところでもあります。会議での主な質問内容・意見につきましては、導入にあたってのメリット・デメリットはないのか、職員の処遇がどうなるのか気がかりである、指定管理者になると企業の利益追求になるのではないか、穂波・穎田の両図書館はどうなるのか、指定管理者の選定はどのようにするのか、指定管理者にならなかった場合はどうなるのか、請願団体とは会ったのかなどの質問をされ、委員会審議でお話しております内容に沿って、質問・意見に応じてきたところでもあります。又、現在、ボランティアの方々の取り組んでいる行事など続けていくことができるように、という要望も出されております。

当日の協議で指定管理者の導入されている図書館を視察したいという意見が出されましたので、早速7月27日に北九州の門司図書館・戸畑図書館2館と、行政の管理部門があります中央図書館を視察し、委員の方々から指定管理者導入に関して疑問に思われていることにつきまして、館長ほかにお尋ねいただいたところでもあります。

次に、7月31日に第3回目の運営協議会を開催させていただき、視察後の感想を聞かせていただいております。その中で、新しい制度だから心配はあるが視察で感じたことは館長の姿勢・信念に大きく依頼していると思う。運営協議会にも指定管理者から示される「提案」の内容が分かれば、心配な点や疑問点も解消できるのではないかと。市の職員は1年から2年で異動になるので、本が好きな人が勤められたらいいと思う。特に、導入にあたって図書館館長の企画力・発想力により図書館の取り組みが大きく影響を受けるので、視察に行ったような民間の館長であるなら導入してもいいのではないかとという意見と箕面市図書館協議会の意見書を参考に、図書館運営協議会として図書館の「目指すべき将来像」を先に話し合うべきである、或いは、民間であれば必ず利益追求が目的となると思うので反対と言う意見も出されました。最後に、図書館運営協議会として、導入にあたって次のような3点の要望意見でまとめをさせていただきます。

1点目が図書館は公の施設であると同時に教育施設であるので管理・運営のあり方を考える際、住民サービス向上が根底とならなければならない。議会で条例が承認された場合、募集要項や仕様書などを図書館運営協議会にも提示して、協議会で話された内容がどのようになったかを説明していただきたい。2点目が実施時期（導入）については指定管理者が図書館事業を行う時期の決定は「行政の判断」である。3点目が指定管理者が配置する「館長」が力量を持っているか否か、又、資質向上のための職員研修の問題については行政がしっかりと判断して欲しいということであります。

次に、2点目のボランティア団体との協議についてですが、7月10日のボランティア10団体の集まりがっておりますので、館長及び係長3人が参加をさせていただき意見交換をさせていただいております。集まりを主催されたボランティア団体のまとめを引用させていただきますが、当日話し合ったこととして、合併後の各図書館での活動の様子、図書ボランティアとしての考え方やあり方、図書とボランティアとの良好な協力関係、ボランティア登録と資料貸出の件などについて話し合いをされています。又、7月18日には、図書館主催によりボランティア団体の会議を開催し、指定管理者制度の導入についての説明を行っております。

当日出された、主な意見・質問ですが、穂波・颯田図書館はどうなるのか、説明が前にされるべきではなかったのか、ボランティア団体と図書館の関係はどうなるのか、などについてでありました。これにつきましても今後とも、このような意見交換の場を設けていくことにしております。

次に3点目、継続雇用の確保についてですが、人的・物的知識の集積を継承・発展させるためにも専門職員の確保は重要であり、勤務する職員の継続雇用は利用者との信頼関係を維持するためにも、努力義務としてお願いをしていくことにしております。又、評価点の中におきましても地場雇用の優先と言うことで評価していきたいと考えております。「雇用する側」と「雇用される側」の問題であるため、当然、確定的なこととしては申し上げられませんが、「新たに人材を育成すること」と「継続雇用すること」との比較、又、同レベルの司書を「他の所から配置すること」と「継続雇用すること」との比較における「コスト面」や「運営面」に関する影響度合いは、大きな判断材料になるものと考えております。県内の状況では、概ね「継続雇用」に繋がっているところでありました。ただし、「民間」の厳しさも考慮する必要があり、「継続雇用」にあっては、職員個々の、一層の能力の発展と技能向上の努力が求められることも想定される場所でもあります。

次に、4点目のコスト試算と削減効果額の充当先についてでございます。人員の配置・業務内容の状況、施設管理など全体的な現状経費を基に試算いたしまして約7%程度の経費削減が可能と考えておりますが、まだ詳細な事項については詰めが残っておりますので確定的なことは差し控えさせていただきたく、ご理解のほどお願いいたします。なお、削減効果額につきましては、図書館の運営経費へ充当ができるよう、先進地事例などを参考にした上で、関係課と協議してまいりたいと考えております。

次に5点目の公募先の想定についてでございますが、一般公募のため、こういった事業者が応募してくるか判りませんので、特に想定しておりません。全国的にも、県内の状況から申し上げますと、財団・民間事業者が応募するのではないかと考えております。県下における指定管理者導入にあたっての他市の状況を見たときに、多いところで北九州市の例では、12館の計で延べ42社が現説に参加し、延べ14件の応募となっております。又、10数社の現説参加で結果的に応募につながらない例もあります。

次に6点目の颯田・穂波図書館の検討ですが、今後の方向として、穂波・颯田を継続して図書館として運営することを予定しておりますが、直営で維持することを考えております。穂波につきましては、現在配置されております司書で、貸出、返却、選書・発注等、図書館の基本的業務の維持・継続は可能と考えております。颯田につきましては、貸出・返却等、利用者対

応は、引き続き公民館にご迷惑をおかけすることになると思いますが、資料の選書・発注等については、現在飯塚図書館で担当しておりますので、この部分と各図書館への配本車の運行・連絡等を指定管理者に依頼することになると考えております。

次に、7点目の子どもの読書活動推進計画についてでございますが「子ども読書活動推進基本計画」は今日飯塚市にはありませんので、策定にあたっては関係課と連携をとり会議開催の等を計画しているところであります。

次に8番目の選書をどのように確保するのかという問題でございます。選書は専門職員にとっても簡単なことではありませんが、図書館は、次世代へ継承すべき資料を選択し、収集・保管し、利用者に提供するという役割を担っております。現在は「図書館資料の選定等に関する内規」により、選定しております。又、指定管理者になりましても、利益優先や偏った選書とならないよう、今ある選定基準を充実させ市民も含めた選定委員会の設置を考えております。なお、選定基準をより具体化する意味で、マンガに関する選書方針や性愛・暴力表現などの考え方などを整理しておりますが、今後とも必要に応じ、逐次、整理したいと考えております。

次に9点目の市民ニーズの把握についてですが、図書館運営協議会を始め、団体の代表で構成されております社会教育委員やボランティア団体・学校・保育所・幼稚園関係者などに説明しニーズの把握に努めてきたところでありますが、期間的にも短い期間でありましたので、引き続きアンケートを行っていききたいと考えております。又、ボランティア団体との意見を聞く場などを設けて市民ニーズの把握に努めていききたいと考えております。

次に、10番目のアンケートですが、本日お手元にアンケートをお配りをさせていただいておりますが、そのアンケートの中間報告をさせていただきたいと思っております。アンケートにつきましては指定管理者制度導入を検討するにあたって、現在の「図書館サービス」を中心に利用者・市民の意見を聞くために、7月24日から市内図書館を始め、本庁・支所・公民館・子育て支援センターなど26箇所に設置し、実施をしております。8月いっぱい実施したいと考えておりますので、現段階では分析にまで至っておりませんので中間集計の数字を報告させていただきますのでよろしくお願いたします。8月1日現在までに1,246人の方々より回答をいただいております。設問ごとの状況は、一覧表にして委員会資料として提出いたしておりますので、その分について若干説明をさせていただきます。

質問項目につきましては16項目に分類し、質問をしております。最初は地方自治法改正に伴い「指定管理者制度」の創設について知っていたかどうかと、現在審議いただいております条例改正の内容でもあります「祝日会館」と「開館時間の延長」について問うております、現在8番以降で図書館法第3条に沿って行っているサービスの一部に対し、市民・利用者の評価はどうか、又それが指定管理者になった場合どうなのかということ。併せまして、設問項目にないもので「充実を求めたい事項」の選択をお願いし、最後に自由記載欄を設けております。

この質問項目の1番から3番について性別・年齢・居住地区についての分類を行っております。4番の公共施設の管理・運営に民間の能力や知恵を取り入れる指定管理者制度を導入することができるようになりましたが、そのことを、知っていたか知らないかという質問を4番でさせていただいております。5番、6番については今回提案させていただいております条例改正ならびに開館時間の延長につきまして質問項目をさせていただいております。この中で5番の祝日開館につきましては約77%、6番の時間延長につきましては63%の方が一応賛成をされているというような結果が出ています。7番目の一番多く利用する図書館はということで、これにつきましては飯塚図書館が700人、筑穂図書館179人、庄内図書館95人、穂波図書館90人、穎田図書館7人、殆ど利用することはない89人となっております。そのほか無記入が28人で、そのほかにも2館以上と答えた人が58人となっております。この部分を数字的ではございますけど判断しますと、利用者の居住地区から分析しますと、飯塚図書館が700人となっておりますが、3番の居住地区飯塚から鎮西地区を合わせますと723人となっております、ほぼ

飯塚地区の方が飯塚図書館を利用。また、庄内・筑穂についてもそのエリアの方々が利用されていると考えられます。8番の資料の数や種類については(1)充実しているが200人(2)まあ充実しているが393人(3)普通が358人(4)やや不十分159人(5)不十分が52人、無記入が84人となっています。

8番以降につきましては先ほど申しました図書館としてのサービスに対する市民の評価をどうかという問いで13番までの問うております。結果としましては50%以上の方が図書館サービスについて知っている、あるいは分かりやすいと答えられています。

次に、15番ですが、指定管理者を導入により図書館サービスに影響があると思いますかということで、これについては殆どないと答えられた方が226人、少しはあるが438人、ある程度はあるが317人、あると答えられた方が118人、無記入147人となっております。16番目の充実して欲しいこと・望まれることについては3つの選択性にしております。一番多かったのが4の資料の充実547件、続いて、11の貸出数や期間の拡大262件、5のもっと利用しやすい書架の配置227件、13の新聞や雑誌の充実199件、2の司書の技術向上について152件、7の飯塚市民の市外図書館の利用144件などが件数的には多く選択されております。以上のような結果となっております。8月末締め切りで集計し、分析結果と併せて報告させていただきたいと考えております。

次に11点目ですが、ボランティアからの要望についてですが、会議をいたしていますのでその折の要望につきまして5点ほど要望が出されていますのでご報告させていただきます。そのままのボランティアの意見として朗読します。

1つ目が「私達を「図書館行事ボランティア」ではなく「読書推進のボランティア」として図書館に登録させてください。図書館行事の参加を登録条件とするのは止めてください。」2つ目が「図書館行事は図書館主催が前提です。もちろんボランティアとして責任を持って行事には参加しますが、自立や自主性の尊重のもとに、全てをボランティアの責任にはしないでください。」3つ目が「ボランティアのスキルアップは図書館ボランティアを続けていく上で必要不可欠なものです。ボランティア向けの講座をぜひ行ってください。また県立図書館や教育事務所などで行われている講座等の情報をきちんと把握し伝えてください。」4つ目が「図書ボランティアの活動は図書館でのお話会ばかりとは限りません。いろんな場所での読書推進活動がしやすい形で図書や資料の貸出を行ってください。」5つ目が「図書館は地元に着してこそ、その役割を担えるものだと思います。飯塚・庄内・筑穂図書館だけでなく、穂波図書館、颯田図書館の存続を強く希望します。」というようなボランティア関係団体からの希望がなされております。その折にも今後ともボランティアの方々との意見交換の場を設けていきたいという返事をさせていただいています。

以上のような会議の中で要するに導入に賛成か反対かという意見が求められましたけども、今は議会におきまして審議をしている最中ですのであえてこの項目の中では、導入をいたしておりませんということで返事をさせていただいています。

それから今後の計画ですが、引き続き、8月いっぱいアンケートを続けたいと、それから日程が分かってるものですが、8月23日に学校の図書司書さんに説明をさせていただくと。それから子ども読書推進計画の策定に向けての会議開催、また今後の取り組みにつきまして図書館運営協議会の開催を今後とも予定いたしております。

○ 委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

ボランティア団体との会議、ならびに図書館運営協議会について会議録の方を資料を提出していただきますよう要求します。委員長においてお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

執行部におたずねいたします。ただいま江口委員から要求のあつています資料については提出できますか。

○ 生涯学習部長

提出いたします。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので事務局に配付させます。

○ 生涯学習部長

先ほど、アンケートの説明をさせていただきましたが、アンケートの問いの11におきまして設問の順番がちょっと違つています。数字はあつていますので説明だけをさせていただきたいと思つています。11番目に図書館にない資料、本などは他の図書館から借りて利用者にお貸ししていますという中で、最初に「知っている」という形で数字の多いものを先に持つてきていますが、ここでは一番目に質問項目としては「よく知っている」が一番最初の質問項目に入つています。二番目に「知っている」それから「あまり知らない」、「知らない」「無記入」の順番になっていましたので、ここではずれていまして大変申し訳ありませんが訂正方をさせていただきます。なお数字についてはそのとおりでございましてご理解いただきたいと思つています。それと16番目におきまして表の中で最後の計の欄の横に99と書いています、これにつきましては「無記入」の方とご理解をいただきたいと思つています。以上です。

○ 江口委員

まず、図書館運営協議会の話をお聞かせください。図書館運営協議会の中では、この指定管理者制度の導入に関して、その是非について話し合われたと、そしていいよという合意がなされたというふうな理解になるのでしょうか。何を話し合われたのでしょうか。

○ 生涯学習部長

図書館運営協議会におきましては、指定管理者制度の導入にあつての説明をさせていただきました。その中で指定管理者制度とはどうなるのかというようなご説明をさせていただき、いろいろな疑問点、不安な点につきまして委員さん方から出されましたのでそれにつきましても解答させていただいたところですが、その中で実際指定管理者制度を導入している施設を見に行きたいというご意見が出されましたので北九州の方に、日程的には詰まっていますが北九州市のほうに指定管理者制度導入しました施設の見学をさせていただいたところとございまして。その中で実際に指定管理者制度を導入された取り組みにつきまして説明を受けられまして、全然指定管理者制度を今日まで知らなかったけれども、その導入にあつていろいろご意見を聞かせていただいた結果、一応先ほどご報告いたしましたように、それぞれ心配していた点につきましては「こういう形で導入すればそういう不安は払拭できるのではなからうか」というご意見も中には出されています。そして最終的にはこの導入にあつて会長のほうが運営協議会のまとめといたしまして、先ほど言いましたように3点に十分注意されて一応行政側の判断にゆだねるといふふうな報告になったと理解しています。

○ 江口委員

これ、2回目の会議録の3ページですね、一番下に会長の言葉があるわけです。ここの2段目ですね「現在、行政の方は指定管理者制度を議会に提案してあるわけです、これはもう動かしたい事実でございまして、それに対して私たちが反対とか言うのは、この会として適切でない。この会議で何を話し合つてきたかというのは制度が変わつた場合に現状と比べてどう

なるのか、将来展望目指すところに向かってどうしてもらいたい直営であろうと民間委託であろうとこうしてもらいたいというのを出すのが私たちの仕事じゃないかと思っています。そういう意味でご意見があったらお願いしたい。」あの、この回私も傍聴にお伺いいたしました、聴いててやっぱり違和感があるんですよ、またボランティア団体の会議にも行かせていただきました、そちらでも同様なんですけど、指定管理者制度導入の是非について真正面から話をしていないように思えるわけです。これを入れることがいいことなのか悪いことなのか、賛成なのか反対なのかというところについてきちんと向き合った上で図書館運営協議会の意見を求める、あとボランティア団体の方々に不安を聞きながらその中で、本当に導入についていいことなのかどうなのか、これを入れることがこういった形でサービス向上につながる、不安が消えていく、だから入れようという判断をするのかどうなのか。本当はきちんとやらなくちゃいけなかったところなんですけど、この図書館運営協議会、先ほどのお話をしました、会長の言葉に集約されてるんじゃないかと思うんです。確かにいくつか疑問点は出ました、そしてまとめというのはあるんですけど、この中で積極的に指定管理者制度をいれてサービス向上を目指そうという意見は出てないと思うんですがどうですか。

○ 生涯学習部長

積極的に指定管理者制度導入にあたって、要するにサービスを向上していこうという、要するに執行部側からの意見、そういうご質問の内容でございましょうか・・・

失礼しました、運営審議会の中では江口議員が言われるように、委員の中から積極的な意見というのは出ていません。

○ 江口委員

そうですね、そしてまたですね、これ、結論が出たものと思っていいのかどうかというと私は不安があるわけです。どうなのかなという不安の話はいっぱい出ましたですよ、確かに視察に行かれたと、北九州に視察に行かれてます。ところがその視察についても1回目の会議録一番最後のページをご覧ください、19番目の問いですね、運営委員の方々もなんとか現状で出来たら指定管理者制度に移るよりも現状で出来ないかという意見が大部分だと思う。指定管理者制度を理解して欲しいということで提案されたと思うけど不安が多数だと、なので導入された図書館と導入されていない図書館とこれを現実に確かめて審議をさせていただきたいという話があった。そういうこともあってまず北九州には行かれたんですよ、ところがここで要望であった導入していないところもきちんと見に行こうという話については、これはなされていないわけです。そして議論というのか不安が出てきてそれに図書館が少し応える、そのやり取りの中だけで、もう条例の提案をしていると、先ほど紹介した会長の言葉に代表されるように、そこが頭にありながら、その中で何とかいい方向に持っていくことが出来ないかなという議論のほうに収束されていったような形なんです。それでもまだ疑問は残っていると思うんです。この中で言われていたこと、図書館運営協議会で、司書の継続雇用、今おられる方々できちんとやっておられる方々がいっぱいおられるそれを何とか続けられるのか、大丈夫なのかというお話がありました。先ほど司書の継続雇用のところもお話がありましたが、そこに対しても言われたように法的拘束力はないと、努力義務でお願いしたいという話でしたね。先日の委員会でもこれが現実に仕様書等の公募の募集要項に盛り込めるかどうかということに関しては、盛り込めないということがはっきり分かっています。そして地元雇用というところで点数をとという話を今日されましたよね、それは地元雇用は司書を持っておられる方、地元におられる司書を持っておられる方々が手を上げて、それをどれだけ雇用しますよという、それは点数としてありえるかも知れませんが、現在おられる方々として限定をして採点するわけにはいかないですよ。そうするとこの司書の継続雇用をはかるということについても非常に不安定になるかと思うんですが、その部分についてもきちんとした説明は図書館運営協議会、ボランティアとの会議等々でもなされていないと思うんですが、そこに対する部分はどうか

でしょうか。

○ 生涯学習部長

継続雇用については先ほど言いましたように努力義務であるということでありますのではっきりと確約として雇用できますと、いたしますというような言葉では確かにそれは申し上げておりません。あくまでも努力義務であるということと回答をさせていただいているところでございます。

○ 江口委員

つまりその点について採点をするとかいうことは出来ないわけですね。

○ 生涯学習部長

特定の人物についてどうのこうのというような採点はできませんので、その点については委員が言われるとおりです。

○ 江口委員

あと、運営協議会の中とかでも触れられているんですが、じゃあ民間企業がやっぱり厳しい部分の競争にさらされているわけですね、その中でどうやって利益を出そうとするかと、人件費を切り詰めるんじゃないかという話があったかと思うんですね、その部分についてどのくらいの、最低レベルですね、このくらいは払ってくださいとか言うことは募集要項とかに盛り込むんでしょうか。

○ 生涯学習部長

今現在臨時の方が雇用されているわけとございますけど、そこらあたりを最低の雇用条件として一応お願いをするというような形になるかと思えます。

○ 江口委員

臨時の方がおられると、それが最低条件として募集要項に書き込まれるという理解でいいですか。今お願いするといわれましたけど、それは最低ラインの義務付けにあるのか、それとも単にこのくらいかなという目安というところになるんでしょうか。

○ 生涯学習部長

賃金の決定額はうちの方とございません、あくまでも指定管理者側とございますので金額的にいくらという形での明示は出来ないかと思っています。

○ 江口委員

つづけて、継続雇用のところについてこだわりたいと思います。となれば、働く形も大きく変わることもありえますか。休日開館をする、時間を延長する、その中で短時間のパート化ということも十分にありえるということでしょう。

○ 生涯学習部長

当然、ご承知のとおり提案の中には時間延長あるいは祝日開館というのはありますのでそういうシフトにつきましては当然時間の、例えば9時から12時午前中、あるいは午後の分、極端に言えば7時まで時間延長していますのでその分に対応できるようなシフトが組まれると思っています。

○ 江口委員

と、するならば、現在の働き方と大きく変わることがありえると、例えば三交替で4時間5時間くらいの勤務の方がどんどん入れ替わりながらサービスを提供するというのも十分ありえるかと思うんですがどうでしょうか。

○ 生涯学習部長

そのシフトの問題につきましては向こうが提示する内容等を十分この協議書の中で事前に協議して盛り込んでいきたいと思っています。

○ 江口委員

それもありえるということですね。どうでしょう。

○ 生涯学習部長

それもありえるということでございます。

○ 江口委員

そういった形になった場合には例えばその方々の、働かれる方々の給与というのはおよそどのくらいになりますか。

○ 生涯学習部長

先ほど申し上げましたように決定権につきましては相手方しかございませんのでそこらあたりを私のほうで断言することは出来ないかと思っています。

○ それでは現在臨時の方ですね、1ヶ月働いてお幾ら位ですか。またどういった形で働かれているのか。勤務形態がこんな形で、それについて大体幾ら位と教えてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:36

再開 10:38

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

はっきりした確定の数字ではございませんが、月に12万円程度と、シフトといたしましては月に20日から22日で年間245日としまして、月、粗で12万円超えるというふうな解釈をしています。

○ 江口委員

月12万円、非常に厳しいですよ。それだけで生活できる給与ではないかと思いますがその点についてはどうお考えでしょうか。

○ 生涯学習部長

それで生活できるかどうかというのは家庭の事情もいろいろあると思いますのでそれを私のほうでは判断しかねます。

○ 江口委員

月20日から22日のシフトでという話ですよ。これがパートになると更に切り込まれる可能性が出てくるわけですよ。もっと短い時間でシフトを組んでという形ですよ。もっと今いる人数よりも多く登録をして抱えた上でずっとシフトで割り振りながらという形になりえるかと思うんですが、そういったときに本当に今おられる方々が残れるかどうかなんです。皆さん方は今いる正規の職員を外すことで、そこで生まれる差額である意味利益を出せるからいいじゃないかと考えられるかも知れない、今いる現場の方々にはある意味そのままのところにいけると思っておられるかも知れない、ところが経営する側というのはそうではない。経営する側はどれだけきちんと利潤を上げるかということが大切になってきます。そうすると普通の8時間の勤務ではなくて、短時間の勤務の方々が廻すことで福利厚生部分を浮かすことが出来る、休憩時間とか言うところについてもメリットがある。そういった形でどんどんされることがあります。現実にはそれはいくつかの図書館でおきています。実際にそういった東京の方の人材派遣の会社のほうからね、何々図書館で働ける方、機関は半年、3ヶ月、何時から何時というところが出てきているわけですが、そうした場合に本当にこれは継続雇用というのが守れない、その点についてはどのような検討をなされましたでしょうか。

○ 生涯学習部長

図書館の臨時雇用につきましては、当初申し上げていましたように、いわゆる1年間、あるいは最高で3年間の雇用止めという形が採用されていますので、そこらあたりを十分に検討した中で今回の雇用について当たっていきたいという考えを示させていただいたわけでございます。

○ 江口委員

今のお話の中では、今いる方は1年から3年の雇用止めがあると、その方々についてはもう少し長く居てもらふ為にこれを検討して、これを入れることを考えたというお話ですよね。ところが先ほど私が指摘したような雇用条件が変わることについては、検討がなされなかったという理解かと思うんですが、どうでしょうか。それともう一点、今おられる方々は、およそ5年以上勤められている方とかおられませんか、臨時、嘱託含めてどうでしょう。

○ 生涯学習部長

今、5年以上の方がおられないかということですが、それは雇用の形態、所謂事業団とかそういうところの雇用によってそういう方が現におられるのは事実でございます。

○ 江口委員

検討のお答えがないんですが、なされたのならばなされたという発言をお願いします。あと先ほど言われたように雇用止めがあるのでという話がなされましたが現実として5年以上務められている方もおられる、また、それこそ20年と言わないくらい勤めておられる方々もおられると思うんですが、間違いありませんよね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:44

再開 10:59

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

現実的には5年以上の方が雇用されているのが現実でございます。

○ 江口委員

今の中でも結局やれてるというのは確かにあるわけですが、20年近くもしくはそれ以上結果としておられる方もいますし、10年選手とっていいのか、そういう方もおられます。ところがそういった方は残念ながら、十分な見合った部分は提供できていないのもあると思うんです。現実として先ほど言われたように12、3万という金額ありましたよね、その中でやっっていこうと、本当にプロとしてやっっていこうと思うときに、それが気持ちが続くキャリアアップが出来る現状があるかどうか。そしてそれが指定管理者になったときに本当にそれが守られるかどうか非常に疑問があるわけです。理由の中で1年から3年という雇い止めの部分があるので指定管理者に移行することで今おられる方々にも安心してもっと長期で働いていただきたいというお話をされました、ところがこれは現実に指定管理者になったときに、その働き方、賃金の基準、時給に換算したら同じかもしれませんが8時間働いたのが5時間になるとか、そうすることで現実にもらう金額が変わってくれば、それはもはやこの図書館で勤務することが出来ないという形が十分にありえます。そして人がどんどん入れ替わって現実いままで提供できてたサービスでさえ提供できなくなるとかも知れないという危惧があるわけです。司書の継続雇用、なぜ皆さん方がこだわられたか、それは選書にもあるわけです。選書、それを基準をつくりと言われてましたけど、前の委員会では今おられる職員の方々が指定管理者になってもいるから選書は守られるという話がありました。ここも崩れるんです。ボランティアの方々、運営協議会の方々は今おられる方々が努力されておられるのを知っているから、その方々が本当に大丈夫なのかという心配をなされていました。また、別な見方をすると別な方々は今のサービスでも満足されない方々もいっぱいおられます。レファレンスという、調査研究のサポートというところでは、まだまだ機能が十分でないと思っておられる方々もおられます。本当にプロとしてやっっていくには、情報の案内人のプロとしてやっっていくには図書館にいて1年2年では出来ないということは図書館長も一番最初の委員会の中でも言われた。そういったところが先ず今回の指定管理者では逆に心配になることが十分に予想される。指定管理者が変わった

とき、そのときも働く人間がある意味総替えになるかも知れない。7月5日提出の厚生文教委員会の資料があります、この中で指定管理者交代の問題、請願書の中で指定管理者が変わったときには職員が総替えになるかも知れない、そうやってまた不安定になる恐れがあるという指摘に対して飯塚市の見解としては指定管理者に対して図書館の運営の継続性持続発展性を求めることとなりますので交代があっても法的拘束力はありませんが継続雇用を要請することになります、このことは選定の評価にも繋がることであり慎重を期して判断いたしますとあります。現実には運営企業が代わって、いる人間がそのままというケースなんか考えられないわけじゃないですか。こうやってね、お願いするといっても、いやそれは違うよ、民間企業は私たちは私たちの方針があるからその方針にあったこういったスタッフでやると、当然それは準備されると思うわけです。ここでもやっぱり不安定になるわけです。今本当に飯塚の図書館は臨時だとか囑託の方々に寄りかかって運営してるんですよ、館長とか係長とかは残念なことに行政職員の一般事務の中で異動があっただけなんですよね。ずっと図書館で勤務されて図書館のことを知り尽くした経営者ではないですよ。その中で現場の方々が厳しい給与の中で、ある意味生活を守れるような給与水準じゃないところで現実の図書館サービスを支えているんだと思います。そこが不安定に、確実になると思います。どうでしょう。

○ 生涯学習部長

雇用の継続性の問題も含めてでございますが、募集要項あるいは仕様書等におきましてそういう不安を、所謂図書館の本来のあり方を要するに相手方に求めてまいりますのでそういうところで不安を少しでも払拭できればというふうに考えておりますし、選定にあたってはそこらあたりを評価などにおきまして厳しくして、そういうことがないように所謂、業者が代わって雇用の不安を招くことがないように選定をしていきたいというふうに考えております。また、継続雇用の関係でございますけども、県内の状況では概ね一応継続雇用に繋がっているという風な判断をしています。ただしその中では民間の厳しさもございますので、そこらあたり当然継続雇用に当たっては職員個々の一層の能力の発揮と、それから技術向上の努力が求められてくるというふうには考えています。

○ 江口委員

この点についてはもう見えたと思うんですよ。今議論の中で現実として勤務の形態が変わる恐れがある給与が下がる恐れがあることを考えると本当に気持ちがあっても続けられないということが十分あります。介護の現場、あそこも離職率20%ですよ、そういった部分も同じようにありえる、生活を支えられないそしたら取り敢えず、貸し本屋のカウンターサービスは出来るかも知れないけども、レファレンスとかそういった部分については十分出来ないかと思います。継続雇用、今県内の状況でなされているという話がありました、それは直営から指定管理者に移ったときですよ、指定管理者から指定管理者に移ったときじゃないですよ。指定管理者の交代が起きたときには当然のことながら無理ですよ、当然公募のときに言いますよね、あなた方きちんとスタッフ揃えられますかと、もちろんその時は出るところは揃えられますよ、その手配をするときに他の会社に勤めてる方々を当てにして手配するところなんかないでしょ、無理ですよ。このことを先ず指摘しておきます。

それとですね、アンケートについてお聞きいたします。市民ニーズをつかむためにアンケートを言うような形だったと思うんですが、ところがこのアンケート自体非常に評判が悪かったと思うんですが、図書館運営協議会の中でどのような議論がなされたのか、アンケートについて、どのようなお話があったのかお聞かせください。

○ 生涯学習部長

アンケートにつきましては先の一番最初の部分、指定管理者導入にあたって、これは要するに委員会の中で出た意見でございますけど、要するに指定管理者導入の誘導をしている質問になっているのではないかとというふうなご意見が中に多々出されたというふうな記憶をいたしてお

ります。

○ 江口委員

私も何人もの方から言われました、これってとても中立的に見えないよねと、中立的に見えますか、これ、どうでしょ、これはあくまでも指定管理者で祝日開館と開館時間延長を3館でやるということを前提として、その頭があるからこんなアンケートになったんだと思います。本来であるならばきちんと今の図書館で足りないものはなにかですね、来られてない方々に対してアプローチをすとか、はっきりやらなくちゃならない。でも、これ配られてるのは28施設といわれましたよね、図書館、公民館、支所、子育て支援センターとかですよ、やっぱりその中で漏れる方々もおられると思います。アンケートというものは本当にきちんと設計をして対象も考えてやらなければならないと思うんですが、その部分がなされていないと私は考えています。だからこそ運営協議会の中でもそういった厳しい意見があったんだと思います。

もうひとつボランティア団体の会議の中でアンケートをとるという話をされましたよね、その時はこのアンケートは出来てなかったんだけど、そのときに話があったのはアンケートをとるのもいいんだけど指定管理者ってなあにという部分をきちんと説明してからでないとなかなかアンケートにならないよという形でした。その点については本当にそのとおりでと思うんですけど、これから先、8月31日に学校司書の方々とお話をされるといわれましたけど、市民の方々に対してこの制度を説明して意見をいただくとか、私たちはこうしたいというお話をされる機会はないんでしょうか。

○ 生涯学習部長

一応このアンケートは先ほど26箇所申しましたように、それぞれ市内公民館あるいは支所、図書館におきまして市民の方のご意見を聞かせていただくということでこのアンケートを実施をさせていただいています。また、それぞれ団体の代表であります、社会教育委員会、それぞれの団体が代表に出ておられますので、そこら辺りから市民の方の意見をくみ上げていきたいと考えていますので、あらためて全市民を対象にした説明会という形では今のところ計画はいたして下りません。

○ 江口委員

これじゃ多分無理だと思うんですよ。この中でさえ、中間集計でさえ問いの15に対して基本的な図書館サービスに影響があると思われる方々が438人、317人、118人おられるわけですよキチンと説明すべきではないでしょうか。そのことを指摘しておきます。

コスト試算ですね、やはり指定管理者入れるのにはサービスの向上と行政コストの削減というのが大きな命題だと思っています。その行政コストの削減のところについては7%といわれました。どういった試算で7パーセントになったのかお聞かせください。

○ 図書館長

先日の委員会で7%と申しましたが、それにつきましては、今定数職員が6人図書館のほうに配置されています。その6人を5人引き上げて、1人は他の課に図書館担当というような形で配置するようになるかと思いますが、そういったことを考えまして約7%くらいになるということで、これは先進地の事例で考えました。

○ 江口委員

6人いる正規の職員を5人引き上げて1人だけ図書館担当として残すというふうな形ですね。それだけですか。

○ 図書館長

はい、それだけでございます。

○ 江口委員

私たちはこの指定管理者の導入議案について賛成、反対という立場を明らかにしなくてはな

りません、この後ですね。それに参考にするためには行政効果のコストの削減というような形で言われるのであればこれこれこうやるからこれだけコスト削減が見込めます、それがはっきりないといけないと思っています。今のお話の中では祝日開館、開館時間の延長等に関してどのくらいコストが掛かるのか、そういった試算が入っていないとお聞きしました。また、職員の方々、実際に現場で働かれる方々が、このような雇用形態が考えられて最低でもこうなるから、最低でもこういった形で回せると、だからこのくらいの金額だというのがないととてもじゃないけれどウンと言えないと思うんです。今あるサービスがこれこれこうで、これから先のサービスはこれこれこうなる、だから幾ら変わると。そしてその浮いた分についてはこういった形で使いたい、これで浮いたお金でこことこのサービスを強化できる、そういったお話にならないととてもじゃないけれどイェスと言えないと思うんです。もうちょっと詳しいものありませんか。

○ 生涯学習部長

先ほど館長が申し上げましたように図書館の予算総額は1億6千数百万という形になっています。その中で先進地事例等を参考にいたしまして7%という数字を掲げていますけど、当然その中には図書費とか清掃等におきます委託料等を控除した金額の中での要するに削減効果があるというような形で判断をしているところでございます。その削減効果につきましては先ほども申し上げましたように、図書館の運営経費に充当できるように、北九州市の先進事例ビジネス支援を新たに設けたとかいろいろございますのでそういうのを参考にしながら関係所管課と話し合いをしたいと思っています。

○ 江口委員

そうしますとそうやって試算したと言われるんだったらそれやっぱり出してくださいよ。これこれこうで、それが見えないと、総額で何%と言われても、先進地の事例をとられますけどやり方はいっぱいあるわけですよ。北九州は本館は直営のままですよ、本館が指定管理者の部分を含めてコントロールをする形をとっていますよね。片一方では1館しかない、例えば町立だったり市立の図書館をそのまま丸ごとお願いするケースもある。施設の形態も様々ですよ。単独の館があるところ、複合の館になっているところ、コスト全然違うわけですよ、それを総じて7%という試算はあまりにも乱暴すぎて、現実に本当に出来るかどうかもわからないと思うんです。確かにこの前の委員会から1ヶ月あいています、やはりそこら辺についてきちんと詰めて提供されなければならなかったと思うんです。もしそこで7%についてももう少し詳しい、これこれこうだから7%なんだよ、そしてその7%はこういう形で使いたい、あればお示しただけませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:20

再開 11:23

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

コストの削減効果につきまして数字的なもの申し上げましたが、今現在アンケートあるいは皆さん方のご意見等を聞きながら今後仕様書の中でそういうものを固めまして、具体的な数字化をはかっていきたいというふうに考えていますのでよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○ 江口委員

つまりコストの積み上げは無いと言うことですよ。そしてまたこれから先どんな図書館を作ろうとするかはアンケート結果だとかをみて考えるですよ、それをこれから先の図書館の姿を先に考えてそしてその管理運営に一番いいのはどういった形だろうというのを考えるのが

順番じゃないでしょうか。それが請願の主旨だったかと思うんです、違いますか。やっぱりそのゴールに向かっていい方向を考えないと、思ったゴールが違うところだったらまずいわけですね。先ずはその作業をすべきだと思うんですがどうでしょうか。

○ 生涯学習部長

本来なら今この指定管理者制度の導入にあたっての提案をさせていただいていますけども、本来なら日ごろより図書館のいわゆる図書館像に向けて日々取り組みをなされるべきところであったというふうに考えています。前回にも申し上げましたように、文科省が示していますように飯塚市としなくても図書館は出版物あるいはインターネット上の情報など様々な資料や情報を分類整理保管し、また案内提供するというふうに、ともにあらゆる情報を一箇所ですべて提供するようなワンストップサービス機関を目指しているというふうに前回もお答えをさせていただきましたので、そういう図書館のあり方を求めて今後とも努力していきたいと思っています。

○ 江口委員

皆様のお手元に箕面市立図書館における市民のための図書館のあり方と指定管理者制度の導入についてという意見書、箕面市立の図書館協議会が出した意見書を委員の皆さん方のお手元にお配りさせていただいています。ゴールを、箕面は入れるかどうかを検討したというんですけど、現実に図書館運営協議会、ここ10ヶ月やったわけですよ。10ヶ月様々な議論をやったうちにはちょっとこれは指定管理者制度馴染まないという結論を出してるわけです。この中で書かれていること、図書館は町のインフラだといわれています、だからこそキチンとやっていく必要がある、と話をされてるんです。飯塚においてもこれから先の飯塚においても、今までもこれから先もインフラとしてキチンと成り立っていかなくてはならないと思っています。そのことを考えると今急に5館から3館に指定管理者を入れてやると、本当に混乱を招くと思います。この箕面市立図書館における、意見書読まれました、読まれたんであればどういった感想をお持ちか聞かせていただけますか。

○ 生涯学習部長

箕面市の図書館運営協議会のいわゆる意見として協議会がまとめられたものだと思っています。これにつきましては先日の運営協議会のなかである委員の方から一応協議会としてまとめられたということで資料としてそれぞれ配付をされたものと思っています。で、この中身につきましては指定管理者制度導入にあたってそれぞれ運営協議会としてそれぞれの中で検討をされた結果、一応導入を慎重にしていくというふうな結論付けがこの中には書いてあると思っています。

(質問者より「どう感じたか」という声あり)

(「感想とかなんとか、質疑になってないじゃないか」との声あり)

○ 生涯学習部長

どう感じたかということですが、これにつきましては箕面市の図書館運営協議会の考えですから私がそれについてどうこうという判断ではないと思っています。

○ 江口委員

ここにも書いてあるように、導入をしているところもあれば、導入しないことを決定したところもある。そしてまた先日の委員会で、7月5日の委員会で資料要求させていただきました図書館協会の見解、この企画委員会のまとめた部分についても、指定管理者についてやはり慎重な意見が出されています。日本図書館協会の現在の公式見解は図書館は指定管理者には本質的には馴染まないというのが公式見解です。そういった部分がね、いろんな疑問が出てきて止まってる図書館があるのにもかかわらず飯塚はこれをやっぱりやりたいといわれるんです。そしたらそこら辺の疑問に対して答えなくてはならないと思うんです。これについてはこれこれこうやってやってるから大丈夫ですよと。請願についても答えなくてはならないと思っています。その部分の作業は十分になされていますでしょうか。図書館協会とかがまとめた見解に対

して私たちはこれこれこうだから十分指定管理者でやっていけるという、そのところを教えてください。

○ 生涯学習部長

7月5日の資料の提出をさせていただきましたが、その中で請願者からのいろいろなご質問がございました、その中での答えといたしまして飯塚市の考え方、それからその考え方を担保することを何ですのかということで、それにつきましては仕様書あるいは募集要項等におきましてそこらあたりを押さえて取り組んでいきたいと、更にその仕様書のほかにも協定段階におきまして協定書でそういう部分につきましては担保していきたいというふうな考え方をお示しをさせていただいたかと思っておりますのでご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 江口委員

それは7月5日の資料のことでしょうか、A4の3枚横の部分ですかね、これですよ。図書館指定管理者導入に係る基本方針について、ところがこれ先ほど一部指摘しましたけどキッチンと答えてない点っていうのがいっぱいあるんだと思うんです。請願の中では一番最初に図書館本来のあり方の問題、利益を追求する民間、そして指定管理者という部分はサービスを、このサービスをやってくれというのがあって初めてそれをどれだけ安く出来るかというところで効果を発揮する、指定管理者制度。ところが図書館自体は自己増殖するかのようになんて自分で勝手にサービスを作り出しながら限られた財源の中でも創意工夫をしていく存在。やはりその本筋的に相容れないといったあり方の問題に対して飯塚市の見解は、図書館法第2条の目的によりその主旨に則って管理運営に努めるとともに不十分であったサービスについても両者から住民の視点からの改善をはかりますと、真正面から答えてないですよ。これは、この部分で本当に疑問点等は解消できるとお思いでしょうか。

○ 生涯学習部長

一応飯塚市の見解については江口委員が言われましたように図書館法第2条の目的によるというような形でここに書かせていただいています。それを先ほども、何度も繰り返しになるかと思いますが、担保するという意味で仕様書記載事項の考え方、あるいは選定評価等の考え方におきましてそこらあたりを実現に向けて実行していきたいと考えています。

○ 江口委員

仕様書というのはある程度このサービスを充足させてくださいという部分ですよ。ところが、この本来のあり方というところで請願者が言われてる部分は全ての分野の発展を支える基盤として自らそのサービスを拡充していく施設です、なんです。どこが足りない、どの方々が利用していないというのをキッチンと探しながら、それについて新しいサービスを提供していく、限られた資源の中でも、限られたお金と予算の中でもそうやってやっていくという存在です。ところが指定管理者で出すとこれこれこれこれこれこれのサービスをしてくださいという形になります、ですよ。その本質として矛盾が生じてくるという指摘です。やはりここかみあってないと思っています。図書館運営の特殊性ノウハウについて司書業務を委託業務として担当する民間事業者、財団等も数多くありノウハウは蓄積されていると、県内で15施設が指定管理者導入と書いてありますが、そしてまた選定評価書、該当事項の考え方の中で類似施設の管理実績等と書いてありますが、現実的に飯塚市の中で3館の指定管理者を引き受けられる事業所というのは財団法人教育文化振興事業団しかないと思っています。全国公募するからといわれましたけど、いうことがあるかと思うんですが、そこを育てるところも十分出来ていない。そしてまた教育文化振興事業団にしてみても窓口業務等をやれる司書は登録として多数抱えているかも知れませんが、実際図書館自体を経営するという部分に関してはノウハウを持っていないと思っています。全国でもまだこの図書館に関する指定管理者、まだほんと始まったばかりですよ。私立の図書館がなかったということは結局そこに関する図書館運営のノウハウが民間には蓄積されてないんです。様々な分でここについても述べれば述べるほど疑問点

が湧いてきます。今のノウハウ等のところ反論できるのであればお聞かせください。

○ 教育長

今、江口議員のほうから、いろいろ指定管理者を導入するにあたってのどちらかって言うと不安材料的なものが多く出されてきてるわけでございますけども、私は指定管理者制度そのものの有効性といいますか、そういうものがあって今全国的に指定管理者制度というのが自治体の中で導入されてきているというふうに思っています。確かに指定管理者制度は指定管理をお願いする側と受託する側双方にメリットがないと成り立たない制度だというふうに思っています。そういうふうに考えたときに図書館は図書館法17条にいかなる対価も求めないという形になっていますからお金の出入りが少ないところだから、そういう意味では受託業者のほうに非常にメリットが少ないのではないかと、そのことによって、そういうメリットがあればどんどんサービスは向上するかも分からないけども、受託業者のほうにメリットがないがゆえにやはりサービスというのは、今我々が言ってるようなもの以上のサービスというのは非常に難しいのではないかとこの発想に立たれていると思いますけれども、これは指定業者とのいわゆる、それと我々をお願いをする側とのいろんな話し合いの中で今後決まってくる問題であり、少なくとも今の図書館の現状を考慮しながら、これから先図書館は生涯学習施設としても重要な施設ですのでその活用をどんどんその活用のためのサービスを向上させていかなきゃいけないという立場に立って指定管理者制度というのを私たちは導入しようとしてきているわけですので、当然のことながら今現状あるサービスをベースにしながらこの前の委員会の中でもいろんな図書館の現状についてご指摘は受けました、確かにそういう部分で不十分な点が多々あるんであろうということの思いながら、1市4町合併して非常に厳しい状況の中で今の図書館の現状を今の行政の直営のなかで進めていくということに対する限界といましようか—精一杯やるところなんですけどそれを乗り越えていく方法としてやはり私は指定管理者制度というのはこの新しい飯塚市の図書館を作り上げていく上でも有効な制度だというふうに思っています。確かに住民のニーズは多様化して高度化し更に専門化してきているという状況がございますので単に図書館の本の貸し出し業務だけじゃなくてレファレンスサービス等についても十分対応できるかという心配もあるかも分かりません。確かにそういう問題はあるわけですけどでもそれはそんなに長くかからなくても、私はすぐ出来る業務だと思っています。専門性の問題ですけどそういう司書の資格を持ってる方たちはそういうことを従来から勉強してきているわけですので、即開けてすぐからどうだといわれたら、即大丈夫とは言わないけれども、そんなに時間はかかなくて、やはりプロ根性は出してもらえるとというふうに信じていますし、またそういう形をお願いをしていく分野じゃないかと思っております。財政効果の話がございました、7%という数字はよそとの比較の中で7%と計算して出したかも分かりませんが、今度の指定管理者制度で図書館が馴染まないんじゃないかというところでは財政効果の薄さというのが、やはりあったんじゃないかなという気がします。一番最初に言いましたように無料で貸し出す施設ですので、でも私は財政効果、確かに財政効果どんどん話していく中でサービスを向上させれば裏返しに財政効果が非常に薄れてくるということも十分分かっていて、分かってますが私は今ある財源を担保にして、そのことによって指定管理をしてサービスが向上するのであれば私はそれもひとつの財政効果だと思っています。そのところのコストの問題は今後指定管理者の業者とお願いする側のいわゆる話し合いの中でどういうサービスを中に入れていくか、そのところに係ってきて最終的に規定の予算の範囲内でサービスだけがこれだけ向上する、そういうことがこの指定管理者制度にあるわけですのでその辺りを大事にしながら、やっぱり飯塚市の図書館指定管理者にして本当に住民に喜ばれるそういう図書館になったなっていうものを作り上げていく、そちらの方向で、その作り上げていくために何をせないかんかというのが、私はやはり考えていかなければいけない。ですからいろいろ委員会とか運営協議会の中で出された意見ひとつひとつはですね、私はああなるほどな、そういうことを考えて、委託契約をす

るときにそういうことを注意してやらないかんだというふうに、そういうふうに私は聞こえます。だからそのところを大事にしていけば今ご心配なさってある飯塚市の図書館の指定管理者制度というのは今現実に行われてる図書館サービス、私は職員は今がんばってきていると思ってますけど、また変わった形のサービスが上積みされた図書館が出来上がってくる、そういうふうに信じおるところでございます。そら全く不安がないかと言われりゃ不安がないわけじゃないんですけど、やはり今そのサービスの向上に向けて我々が努力していくことが一番大事に時期ではないかなと思っております。

○ 江口委員

さっきも言いましたけど、ゴールに向けてと、そのゴールに向けてキチンと努力していくことは必要なんですが、そのゴールへの登り方ですよね、山の登り方。皆さん方は今指定管理者というところで登ろうとしてますけれど、そのほかにも選択肢が一杯あるわけです。祝日開館、開館時間の延長やりたい。そうかもしれないけれど、それを現実、直営でやっておられる図書館なんか山のようにあるわけですよ。そしてコストの部分言われました。7%が小さくなるかもしれない。だけれども充実したサービスが行われるのであればそれも行政改革の一環だと。そうかもしれません。そのとおりかもしれません。だけれど、それが現実直営の中で、やる努力を考えたのかどうか。もっともっと直営の中でもやれること一杯あるはずなんです。そうするともっと不安は消えていくはずなんです。不安が山積みなんです。それを消してもらう努力をしないと、それを例えば指定管理者という形の消し方もあれば、そうではない消し方もあるわけですよ。そして指定管理者固有の不安もあるわけです。図書館流通センターの石井会長はサービスを拡充すればするほど利益は削られる。利益は薄くなっていく。これではやっぱり厳しい部分があるということ静岡の図書館問題の件に関して、日経新聞に対して答えられています。現実に図書館流通センターといえ、全国でも指定管理者制度として受けているところのある意味最大手かもしれない。一番の大手ですよ。そこでさえ、この業務に関してやればやるほど赤字というか、利益が減っていくんだと。そういうことですよ。そして日経新聞に書いてあったのは、それであるならばサービスはほどほどにしていこうという指定管理者が現れても不思議ではないと書かれています。そのとおりだと思うんですよ。受けるときはもちろんやります、やります、やりますと、全てやりますと答えられると思うんです。ただ現実としては、やりますといいながらそれが少しずつ少しずつ少しずつ抜かれていって、結果としては、果たしてこんな図書館を使いたかったんやろうかという形になるのではないだろうか。その不安があるから皆様方は本当にこれで大丈夫というふうな形で疑問を持たれてるんだと思います。人件費削るしかないんですよ。ところがサービスを拡充すればするほど人件費はかかるんですよ。だからこそなじまない。図書館の運営について、図書館運営協議会の方々戸畑、門司、中央館を視察されて、戸畑のような館長がいるんだったらいいかもしれないねというお話がありました。ですよ。ところが現実に公立の図書館の中で、館長を公募でとってくる場所もあるわけです。今、一般事務職の異動をやってますけれど、そうではなくて、専門職として採用する。もしくは期限付き任用、例えば5年というふうな形で契約をすとかいう形もあり得るわけです。県においても金融であるとか、ITであるとか専門官を採用するという形もあり得ます。そしてプロに任せる。指定管理者だけがプロじゃないわけです。指定管理者よりも、現実には、民間よりも公営の中に図書館はプロがいるんです。そういった方々を雇って、その方々にお任せするというのが正しい進化のあり方だと思っています。運営協議会の中でも言われてました。戸畑の館長、そうかもしれないけれど、ところがその館長が、いいと思った館長が会社のトップと折り合いがつかなかった。サラリーマンですよ、館長は。そしたら、会社の方針と違ったら、やめていかれる方々も出てくるでしょうし、首をすげ替えられることもあり得る。そうすると、例えば5年、10年ってなったときに、その図書館が、いい図書館として維持されるかどうかというのは非常に不安があるんです。指定管理者という

のは館長を選ぶわけじゃないですよ。会社を選ぶわけですよ。団体を選ぶわけですよ。そしてその会社も経営状況が変わってくると、図書館の運営方針が変わってくることは十分にあり得るわけです。そういった危険性を冒してまで飯塚市が図書館の指定管理者に踏み切るとするのは非常にメリット・デメリットを考えると難しい部分があるのではないかと私は思っています。どうでしょうか。

○ 教育長

確かにそういう面での不安があることについては、最初から私たちも全くなかったわけじゃありません。でも、そのことをずっと考えていたら、いつまでたっても私はこの図書館の、新しい飯塚市での図書館の経営に届かないというふうな感じも持ちましたし、ただ、そうじゃなくって、やっぱりそういうふうに民間の力を図書館という非常に飯塚市でも大事な施設に民間の力を導入することによって、行政が考えていたものよりももっといい図書館を作って行こうというのが前提にあって提案をさせてもらってるわけですよ。ただ、確かにその不安が全くないということは私も言いませんけれども、それ以上の何か可能性を信じて、そしてそれをやっぱりそういうふうに仕向けていくような、いわゆる対、そういうふうな候補に応募されるその方々と語り合いながらこっちが思ってる図書館像を描いてそれを提示し、そしてどこまでやれるかということをやりながら、もちろん全体的な経費の問題はあるわけでございますので、その枠の中でそういうやり方をいろいろまた知恵を借りていくということは、私は十分可能性があると思っています。図書館だけじゃありませんけれども、いろんなところで民間の人たちががんばっておる姿を見せてもらったりして、そうか、民間の発想は我々行政の発想とは全然違う角度からも発想してくれるんだなという場面に直面したこともたくさんあります。あるがゆえに、だから図書館にそのままそれが即該当するというふうには思わないんですけども、そういうことをやっぱり話し合いをする中で、我々が手が届かなかったところに手が届く、そういうことは十分可能だということで、そうする価値は十分あるというふうに認識しておるわけです。

○ 江口委員

それをまずお話をされるのは、提案をしてくる、指定管理者として手を挙げる事業者ではなくて、市民の方々であり、図書館を使われている方々、そして使われていない方々ではないでしょうか。その中でどんなサービスがほしいですか。また図書館のプロと話をしながら、こんなことあり得るんだよねって、そうやってやっていく方が、そして今で本当にできないのであれば、行政の直営の中で本当にできない、これが本当に指定管理者の方が優れているのであればそうやってやることあり得ると思うんですけど、今は行政はそこを考える作業がある意味ストップさせて民間に考えてと。限られた民間の会社に考えてとお願いをするんですよ。そうではなくて、行政が市民と一緒に考える、まさに齊藤市長の言われる協働ですよ。そしてその中で市民ができることは何だろうか、行政ができることはなんだろうか、そしてこの部分だったら民間に任せた方が安いんじゃない、その議論をする中で管理運営方法であるとか、一番最後のゴール、図書館の本来のあり方、飯塚の図書館のあるべき姿が出てきて、それについて、じゃあこの部分は民間にしてもらおう、この部分はボランティアの方々と一緒にやろう、この部分は直営でキッチンとやろうという議論になるかと思うんですが、やっぱりそっちが先だと思うんですよ。どうですか。

○ 教育長

私はあまりゴールを見てないですよ。見てないという言い方はちょっと誤解があったらいけないんですけども。可能性の方を信じてるんですよ。私たちの中にも今度の指定管理者制度を導入するに当たって、今の図書館がどうあったらいいのか、我々でどこまでできるかという話し合いはもう何回も何回も職員の、今うちにおけるプロ集団の中でいろいろ考えてはきてるわけですよ。それはもういろいろ話はあったと思いますけれども、こういう図書館を作るん

だという線よりも、これを超えたところの図書館経営だってあるんだぞという、何かそういうものやっぱ私は目指していかなければいけないというふうに思ってますので、今の現実の図書館をベースにしつつもそれから伸びる可能性をいろんなところに話していくときに我々仲間の持つてるものじゃない、新しい発想をその中に入れ込んでいく。そしてそういうふうな図書館を作るようにしていく。そのことを私は考えて行きたいというふうに思ってます。じゃあそんなのもっと早く住民の方々にお話したらということも、確かにそれは言えるかも分かりません。分かりませんが、それがやらなかったということで確かにお叱りも受けましたし、指摘も受けました受けましたけれども、まず議会に提案して、それを認めていただければそんな知恵もさらに借りていける。借りていかなきゃいけない。そのことについても事前に話してきたことも間違いございません。ちょっと後先になったような感じになったかも分かりませんが、そういう意味で多くの人の意見を聞きながら、そしてまた指定業者が決まれば指定業者との話し合いの中でどこまで可能性として新しい図書館作りができるかどうか、そのことについて考え、そして制度導入を進めていくというふうに考えてきた経緯もございますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 江口委員

この指定管理者議案が通ってしまって、その枠の中で考えるとすると、やっぱり一部分の制限ができるわけですよ。飯塚市の図書館は3館指定管理者、2館が直営とってますけど残るかどうか分からない。その中で皆さん方が意見があっても。そうではなくって、まっさらなところから議論を始めて、そして方向性ができてそれをやっていくというのが普通だと思うんですよ。最初にある程度の枠をはめた中で、その中での議論をしようと思うからやっぱり話がかみ合わないんだと思うんです。図書館運営協議会もそうでしたよ。ボランティア団体との協議もそうだったと思うんですね。その皆様方がやっぱり提案をもう出されて、ある意味そこのゴールが決まってる。ゴールというか枠が決まってる。その中で何とかという話をされるから、対して市民の方々とか運営協議会の委員の方々は、いやそうじゃなくって本来のあり方を考えよう。もしくは穂波と頼田どうなるの、そんな話をされるわけですよ。かみ合わないんですよ。白なところから絵を描かないと、一部もう枠、一部分には色が塗ってて、その中でやっってくださいといわれても、それは議論にならないと思うんです。

とりあえず一旦、ほかの方々に質疑を渡します。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:56

再開 13:01

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、社団法人日本図書館協会、これが発行しております文章について少しお聞きしたいというふうに思います。

まず始めにこの社団法人日本図書館協会というのはいかなる団体のものであるのか、と同時にこの団体についての飯塚市としての評価、これまでどういう態度をとってこられたのかということから質問をさせていただきたいと思います。

○ 生涯学習部長

図書館関係団体で作っている任意団体ということで、飯塚は入っておりません。

○ 楡井委員

どのくらいの団体がこれに加盟しているのかということは分かりますか。

○ 生涯学習部長

恐れ入りますが、手元に資料がございませんので、そのはっきりした数字はつかんでおりません。

○ 楡井委員

この団体がこれまでの図書館の運営だとか、その発展に果たしてきた役割は大きいものがあるんじゃないかというふうに思います。飯塚市はこれに参加してないということですから、それがどうして参加してないのか疑問に思うところでありまして、この団体が2005年の8月4日に指定管理者制度についての評価をまとめております。これは先ほど江口委員の方からのご指摘もあったとおりでありますが、その中の一文に、「指定管理者制度創設の目的について」ということで、総務省の通知が述べられています。「住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」というふうに挙げてあるわけですね。続いて、文部科学省の文書では「住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体が指定管理者制度を適用するか否か判断するものであること」というふうに留意事項といいますが、注意事項が挙げられております。これは当然ご承知のことだと思いますが、ご承知でしょうか。

○ 生涯学習部長

今楡井委員が言われるように、そのとおりと認識いたしております。

○ 楡井委員

そして続いて、この図書館とは何かというようなことが述べてありまして、これは第2項、第3項には図書館のサービスは他の公の施設とは異なり、他の図書館等との連携、協力を不可欠としている。望ましい基準、これは公の文書ですね、望ましい基準では高度化、多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものというふうに強調してありまして、市町村の市町村立図書館ではということ、我が飯塚市の今問題になっている図書館もこれに含まれますが、相互の連携・協力を基盤にしてそのサービス活動を伸張することを本質としており、今後の公立図書館運営の効率性やサービスの向上からも一層強化すべき問題であるというふうに述べておるといふことについてもご存知ですね。

○ 生涯学習部長

そのとおりだと・・・、知っております。

○ 楡井委員

第4項にはこの指定管理者に委ねる業務の範囲というのが書いてあります。その際、業務の範囲については施設の目的や対応など、これを踏まえて地域の実情に応じて公の施設の設置の目的を効果的に達成する観点から設定しと、条例において明確に定めるというふうになっておりますが、飯塚市の図書館において、この目的、それからこの間の経過してきた運用の状況、これらはどのように評価されておるのでしょうかね、ということでも質問します。

第4の項目、持ってありますよね、文書。指定管理者に管理を行わせる業務の範囲についてこれ書いてあるわけですね。この業務の範囲について公の施設の目的を効果的に達成することが求められるわけですね、指定管理者制度になれば。その公の施設の目的を効果的に達成するというのであれば、従来の水準を教育長も申されましたように、大きく伸ばさないかんというふうに言われておるわけですから、現在の到達状況をしっかり認識しなきゃならんというふうに思うわけですね。それで現在の到達状況はどのように認識されているのかなという質問であります。

○ 生涯学習部長

図書館本来のサービス業務であります、その分について十分であるかと言われたときに、今回のアンケートもとらせていただいておりますけれども、市民の方々の意見につきましては、司書さんの対応、あるいは書架、本の配架等についてまだまだ十分な点があるとはいえないというような結果が出ておりますので、そういうものから判断いたしましたときには、十分な対応ができてるかどうかというのは、まだそこらあたりは100%とはいいがたい部分があるか

と思っております。

○ 楡井委員

今のご答弁では、この第4の項目に示されている指定管理者に業務を委託する、業務の状況、これが十分に把握されていない、総括もされていないということの答弁じゃないかと思うんですよね。そういう意味では、教育長が先ほど声を大にして言われたゴールよりももっと上のものを目指すんだというような発言があったんじゃないかと思うんですけれども、そういうどこからどこまでというような状況がはっきりしないんじゃないかというふうに思うわけですね。

第5については料金の設定の問題が図書館法の第17条で示されているそうでありまして。利用料金の設定に際して、図書館法第17条が入館料のほか図書館資料の利用に対するいかなる対価の徴収をも禁じているというふうに書いてありますから、この公立図書館の指定管理者制度実施によって、経済的な利益を期待するということが難しいというふうに示してありますけれども、この理解についてはいかがですか。

○ 生涯学習部長

図書館の指定管理者導入に当たっては、何度も申し上げておりますように、この分については利用料金制度等を導入できないということで、やはり収益性がないものであるというふうに認識をいたしております。

○ 楡井委員

そういう収益性のないものに、利益があまり生まれにくいものについて民間の業者がなぜ手を挙げてでもこの導入に加担しようとするのかということについては大いに疑問がわくわけですね。そうなってくると民間が手を挙げる理由としては先ほど江口委員の方から様々は不安が述べられたとおりでと思うんです。私もその点については同感であります。そういうふうなことをいろいろ調査をした結果、現時点における指定管理者制度に対する評価というのが続けて文書にあると思います。これはいろんな点から考えて導入すべきでないというのがこの文書の結論ですよ。この結論を出したのが、先ほど言いましたように2005年の8月4日ということになっております。それで、皆さん方がこの飯塚図書館ならびに庄内と筑穂の3つの図書館を指定管理者に指定しようというふうに、その導入を検討された時期はいつですか。

○ 生涯学習部長

指定管理者導入の件につきましては、これは本会議の折にも答弁させていただきましたけれども、指定管理者全体にあたりまして、公の施設全体にあたりまして、それぞれの導入が計画をされておったということでございます。この図書館につきましても、19年度以降検討するというような形で、この指定管理者導入が現在検討されているところでございます。

○ 楡井委員

今この図書館の問題を討議しているわけですよ。様々な施設の問題はまた別の話ですね。私の質問はこの飯塚図書館をはじめ3つの図書館に指定管理者制度を導入しようというふうに検討を始めたのはいつですかというふうに聞いてるわけですよ。明確に答弁してください。

○ 生涯学習部長

生涯学習部内で5月に入りましてこの分についての検討をさせていただいております。

○ 楡井委員

5月というのは今年の5月、平成19年の5月ということですか。

○ 生涯学習部長

大変失礼しました。平成19年の5月に入りまして検討させていただいております。

○ 楡井委員

そうすると、当然この文書が出ているということをご存知ですよ。この文書についてどのような検討がされたのかということについてはいかがですか。

○ 生涯学習部長

5月の検討の段階におきましては、ただいま言われましたこの文書についての検討はいたしておりません。

○ 楡井委員

非常に重要な文書だと思うんですね。先に指定管理者を導入した穂波の総合福祉センターとかその他そういうのがいくつかあるんじゃないか、それからスポーツ施設等もあると思うんですけれども、そういう施設とこの図書館の施設の性格は違うということは当然ご存知のとおりだと思うんですね。そういう状況のところをこれを導入するということは図書館協会、ここがふさわしくないという結論を、1つの結論を出してるわけですね、2005年に。平成17年ですね。つまりこの図書館協会がこの文書を出すにあたって、導入をしたところも導入をしてないところも、それぞれ検討をして、分析を加えてこの結論に至ってるわけですね。そういう文書を知っておりながら、5月の段階で検討もしていないということについてはどうということなのか。もうはじめからこの指定管理者制度導入ありきというスタンスで始めたんじゃないか、なぜそこまで急がなければならないのかということがあると思うんです。この指定管理者制度導入に対する評価という点については、たくさんの不安材料といいますか、これが述べられておりますね。これらを一切無視して、6月の議会に提案をする。5月に検討を始めて、6月のはじめの議会にもう提案するという、わずか1カ月間の、なぜそこまで急がなければならないのかと。それもその後幸いにして継続審査になりましたので、その後、図書館運営協議会とか、ボランティア協議会とか、そういうところとの意見の交換や、検討や、施設の視察もありますけど、なぜそこまで急がなければならないのかというふうに思うわけですね。それでこの文章の中では、来年9月、2006年の9月までに直営とするか、管理者制度を導入するかという文章があります。これはすでに現在管理を委託しているところはそういうふうに来年9月、2006年9月までに指定管理者制度にするか直営でいくか決めなさいということになっておりますが、それとの関係はあるんですか、ないんですか。

○ 生涯学習部長

その日程的なものにつきましては、これはあくまでもJLA、図書館協会の、任意団体の見解でございますので、それにとって私どもが取り組みをしているということではございませんので、そこら辺りは回答を控えさせていただきたいと思っております。

○ 楡井委員

この中で示されている不安材料といいますか、指定管理者制度を導入すべきでないという意見については、図書館の目的、設置目的、これ具体的にどのようなことか、目標は何か、どの程度達成しているのか、自己評価はどうか、それから外部の評価はどうか、こういうことを客観的に示すことが求められているというふうにも、こう言われてるわけですね。そういうことを一切無視して5月から始めてもう6月には議案を、条例改正を提案して突き進むという状況があるわけですね。何ゆえにそれだけ急がなければならないのかなというふうに思うんです。どうしても疑問が残ります。それに加えて先ほど江口委員の方から言われた様々な不安があります。それから先ほど視察に行ったというふうに言われました。この会議に参加した人たちの意見からはメリット・デメリットをキチンと示さなければいかんというようなことで、導入をしたところも、導入をしなかったところも、視察すべきじゃないかという意見が出てるといふふうに思うわけですね。ところが導入をしたところだけ視察に行き、導入してないところは視察に行っていないというのはどういう理由ですか。

○ 生涯学習部長

導入したところとしていないところの視察と、ご質問者の内容でございますけれども、日程的に北九州市の3館につきましては導入したところということで、導入していないところまで日程的にそれができませんでしたので今回は導入したところの北九州3館、1日かかって視察をしたということでございます。

○ 楡井委員

そうするとこれから今後の課題として、導入されてないところへの視察、あり得るんですか。

○ 生涯学習部長

導入しなかったところと言われておりますけども、私どもの資料の中では、例えば箕面とか静岡とか、近隣というよりも遠いところのそういう事例があったということで、そこまで視察には至っていないということでございますので、これは運営協議会の中でも今後そういう意見を求めながら判断をしていきたいと思っております。

○ 楡井委員

指定管理者制度というのが、その制度そのものが市民の中に十分浸透していないということがあるんじゃないかと思うんですよね。それで、アンケートによりまして4番の項目で指定管理者制度を知ってるかどうかという質問じゃないですね。この導入することについての設問ですから、こういう意味でもアンケートの公平性というのがちょっと疑問を持つわけですけども、それはまたさておいたにして、この指定管理者制度を導入することができるようになりましたがということで、これ知らなかったという人が約3分の2くらいおるわけですよね。今ひとつこの15番、これ先ほど誰かが言われました項目ですけども、指定管理者制度を図書館に導入することについては、影響があるかないかということについて、ほとんどないというのはわずか226、後の873というのは何か影響があるというふうに答弁されてるわけですね。この影響があるというふうに思っておられる方たちはやはり不安に思ってるんじゃないかというふうに思うわけですよね。指定管理者制度を導入するということを知らない。それから指定管理者が導入されたとしても何らかの影響があるだろうという人の方が圧倒的に数字としては多い状況が示されているわけですからね。まだそしてこのアンケートは継続中ということでもあります。ただし今言った数字が大きく変わる可能性も含んでいるという状況ありますから、そしてさらに第1回の図書館運営協議会の中にもあるように、指定管理者制度に移行するよりも現状でできないかというような意見もたくさん述べられていて、指定管理者制度を理解してほしいというのが市側の意見でしょうけれども、なかなかそういう状況じゃないから、しっかり勉強もしようじゃないかというまとめになってると思うんですよね。そういうことからしても、この不安が一杯の現在のこの条例、これについてはやはりもう再検討なり、もう少し勉強する必要もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 生涯学習部長

いろいろなボランティア、それから協議会等で意見を聞かせていただきました。先ほど言われますように不安な点等につきましても、今後そういう不安を少しでも解消できるような形でこの指定管理者の制度導入にあたって臨んで行きたいというふうに考えておりますので、そこ辺りご理解いただきたいと思います。

○ 楡井委員

今私もいろんな不安な点、それからアンケートの数字の見方の問題、いろいろ出しました。それで、行政の側としても5月から検討を始めて、そしてもう6月の議会には提案するというような非常に短時間での状況がありまして、ましてや7%という財政効果ということもありましたけど、その7%も先進地の例だとか、自分たちで考えてはじき出した数字では全くないような状況が生まれてるわけですよね。こういう状況の中で果たしてこのままこの議案を可決してしまってもいいものだろうかという疑問がわくんですけども、その疑問に対して答弁いただけますか。そういう疑問、私持つわけですね。その疑問について、私の疑問を解消できるような答弁をしていただきたいと思います。

答弁がないですよね。答弁がないということはどういうことかというふうに思います。

今までいろいろ討議をしてきましたけど、こういう状況の中で、議会としてやっぱりしっかり一定の結論を出さないかんというふうに思うわけですね。ですから、もしこれがうまくいけ

ばそれでいいかも知らん。しかしこんだけたくさん不安を残したままこれをいって、積み残して、将来市民の中から議会に対する不信というようなことが起こるといようなことも考えられんことはないわけですよ。そういう状況ありますんでね、やっぱりこれはしばらく、しばらくといつか、もっとキチンとした数字も提起してもらって、検討すべきじゃないかというふうに思うわけですね。

○ 教育長

先ほども申し上げましたけれども、私たちも全く不安がなかったわけじゃないんですけれども、例えば図書館運営協議会の中でも、一番最初に行ったときには、やっぱり指定管理者制度が何かということがよく分からんということでした。だからそれを縷々説明し、それでも確かに不安の声があったんですよ。その中でやっぱり実際やってるところを見に行きたいという話があって、実際に行ってもらいました。そして行ってもらって、そして帰ってきたときの言葉はやっぱり1回目と3回目、要するに3回目になるわけですけども、違ってきてたという、私は印象を持ちました。言葉の端々のことです。でも、もちろんそれでも不安は言われたわけですけども、そういう意味で反省するには、やっぱり十分な説明がいつてなかったなというようにあるんですけども、ただやっぱり、そういうふうな形で見えなかっただけのことであって、私はやっぱりそういうふうな新しい指定管理者制度というものを導入したときの図書館のあり方というふうなことを考えたときには、やっぱり民間のいろんな知恵がその中に反映されて、新しい形の図書館像ができる。これだ、というものは非常に出しにくいところはあると思ってます。私も指定管理者導入の問題が平成15年に起こったときに、自分なりに指定管理者制度導入にあたっての、どういうふうに考えたらいいかないかなというふうなことを考えたことも過去あるわけですけども、そのときにも結局はやっぱり行政が委託する側に、どんなサービスをできるための仕様書なり、それをどういうふうに作っていけるかというのが、行政側の大きな役割としてあるだろうと。そのことがなかったら、やっぱり行政として指定管理に踏み切るとは非常に難しい。だから行政側としてはそのことをしっかり踏まえて指定業者を選定していく。そういうことが今求められてるし、そのことによって新しい施設が出来上がってくる。新しい図書館が出来上がってくる。実際私どもそういうことじゃないかなというふうに思ってますので、表に出せないいろんなご意見出された中もあるわけで、うちの方もだいたい指定管理のときにはこういうふうな要求をしていったらいいんじゃないかなという、それは全く案がないわけじゃないんですけども、ただ、今ここにはその内容は出せませんけれども、仕様書の中にはこういうふうなことを書き入れていった方がいいだろうと。で、こういうことをすべきではないかなということはもちろん考えていかなくちゃいけないし。また皆さんからいろいろ出された意見というのは逆にそういうものをベースにして考えて見ますと、非常に参考になってきております。ですからそういうものを加味していけば、新しい形での図書館が実現できるというふうに思っております。

○ 田中廣委員

社団法人日本図書館協会の考え方とか出されておりましたけども、平成15年9月に導入された指定管理者制度による民間事業者を含めた法人その他団体による管理運営が可能となっているという、文科省の文書もあります。やっぱりそういうことで、この指定管理者制度にあたって今不安材料はたくさんあると思います。私もそういうことを感じる場所もあります。今、江口委員、また楡井委員が言われておりましたけども、やはり職員の専門性の確保とか、また図書館運営の安定性、こういうものがやっぱり今後の大きな課題であるというふうに思うところがあります。問題点があることは確かにありますが、本当にこの問題点がクリアされるかどうか、と同時にサービスが低下しないように、自信があるのかどうか、業者選定までも調査研究して、皆さんの不安を取り除いてほしいと思いますが、その辺、教育長、ご答弁願います。

○ 教育長

今言われてますように、文部科学省が出された内容、やっぱりこれから先のいろんな行政のスリム化しながら効率的に運営していくという視点から、この制度というのが発想し、当然議会の通ってきているわけですので、だから、やっぱりそれは一定の今の社会情勢を反映した中で出来上がっていったものだというふうに思ってますし、我々もその中におるわけですので、今の行政を、1市4町が合併して、新しい形の、新しい飯塚市を作って行こうという中で考えていったときに、これは有効なひとつの手段だというふうに思ってます。それに図書館がなじめないんじゃないかという話は分かるところがあるんですけども、僕は行政の中でそれほど大きな聖域はないというふうに思っています。図書館、サービスが確かに利潤追求するような場所じゃないかも分からないけども、その中でサービスが向上できるというものを、やっぱり考えていくとするならば、その中でいろいろ知恵を出して行って、新しい図書館像を目指すべきだというふうに思ってますし、私たちはその方向を見つめたいというふうに思っています。

○ 田中廣委員

先ほど言われてましたように、良くなるように仕様書等の研究もされたい。そしてまた市民の学べる場、そういう場の、是が非でも生涯教育の部でピシッと整理させていただきたいと思えますし、また教育長の答弁に私はしっかりがんばっていただくことをお願いを申し上げて、いろいろ議論も尽くしたようでございますので、この辺で採決にさせていただきたいというふうに思います。(発言するものあり)

○ 楡井委員

今、教育長ね、大変聞き捨てならないというか、重大な発言をしたというふうに思うんですね。お気づきになっているかどうか、流れの中で言われたのかもしれませんが、指定管理者制度導入について聖域ないというふうに言われたんですよね。これはなかなか大変な発言だと思うんですね。この図書館ですよ。これももう教育の原点といいますか、そういう状況を踏まえての発言なんだろうかと。教育長としての発言は、これは大変重要な発言じゃないかというふうに思いますけど、どうでしょう。

○ 教育長

言葉が、聖域という言葉は撤回させていただきたいと思えます。ただ、想いとしましては、図書館だからできませんよという、そういうことじゃなくて、図書館でも私は十分可能性があるという想いで、言葉そのものは撤回させてください。想いはそういうことです。

○ 楡井委員

想いは言葉に出てくるんですよね。最近の内閣のいろんな人たちが、大臣が発言してるんですね。やっぱり腹の中にあるからそういう言葉が出てくると思うんです。これはもう本当に見逃せないというふうに思います。

それで、この指定管理者制度がなぜなじまないかという象徴的なところがあるんですよ。象徴的な1つとして、この指定管理者制度をやった場合、競争関係に立つ民間業者間での競争となりますよね。このことが1つ。さらにはこれらのサービスを行う民間業者が、今言ったような図書館という非常に重要な問題を扱うところといいますか、そういう機関を民間業者がサービスを競うというようなことになって、これがもし立ち行かなくなる場合だって見通しがあるわけですよ。それから事業収益が見込みにくい公共サービス、先ほど指摘しました。そういう営利を目的とする団体が管理を行うことはおのずと無理があるというふうに指摘しているわけですね。こういうところをしゃにむに指定管理者導入しようと、それも短い期間で結論を出すというような状況になってるわけでしてね、この点をもう少ししっかり我々としても勉強しなければならないし、7%ですか、この根拠もはっきりしないし、さらにもう少しお互い勉強もする必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。そういう状況を指摘するんですけども、こういう状況の中でも指定管理者制度導入ということについては推し進めたいとい

うふうにお考えですか。

○ 教育長

確かに民間にお願いするということになってきて、やっぱり競争入札ということになるわけですから、当然競争がその場で起こることは間違いないだろうなと思ってます。どういうふうな競争になるかということについては私民間人じゃないんでよく分かりませんが、やっぱりお互いに競争しあいながらいい知恵を出していくというのは、すべてにおいていいと思っていませんけれども、やっぱりそういうものは出てくるんじゃないかなというふうに思っています。それだけに重要なものであるから、サービスを競い合うというのはおかしいじゃないかという話もありますし、前々からも例えば個人情報漏洩するんじゃないかとか、いろいろ出されたこともございますけれども、逆にそういう面でやるがゆえに厳しさもあるんじゃないかなということも私は考えたりもします。確かに収益事業が少ないわけがございますけれども、その辺りについても私はまた民間の知恵というのは我々と違ったところで、確かに収益事業じゃないんで、そこでどういうふうな形で民間の人たちが考えて行くのかなというところはちょっと分かりませんが、後は契約との関係になってくるわけがございますので、その中でメリットがあるというふうな形になれば、当然応募し、それ以降入ってくるわけでしょうから。だからそういう面では、確かに心配な面がないことはないんですけども、そういう民間同士の多少の競争があるがゆえに、新しい知恵も新しい方法もまた出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

○ 楡井委員

質問最後にしますけどもね、先ほどの答弁の中で、新しい運営に行き着くために民間の力で可能性、そしてゴールよりも可能性を見ているというような発言がありましたですよ。このゴールそのものがはっきり見えてない状況でしょ。そういう意味では非常に不安があるというのは当然だと思うんですね、我々としても。

それで、市民から批判を受ける、そういう不安を抱えた状況の中でこの議案が行ってしまうとなかなか大変だといいますか、私ども責任が取れないという状況が生まれてくるというふうに思うんですね。新しい運営、行政として考え付かない。それを民間の力に頼ってということ言えば、これ行政の姿勢そのものが問われてくるんじゃないかと思うんですよ。自分たちは知恵がない民間に知恵を貸してもらおうというようなことで次々に丸投げしてしまうというような発言じゃないかと思うんですよ。それならそれで私知恵がありませんから皆さんちょっと集まってきてくださいと。そしていろいろ知恵を貸してくださいということで知恵を集めれば、しゃにむに指定管理者制度にしなくてもいいじゃないかというふうに思うわけですね。指定管理者制度にしなければそういう知恵が寄せ集められないんでしょうかね。そういう意味でも、こういうことまで含めてもう少し真剣に検討する必要があるんじゃないか、先を急ぐべきじゃないんじゃないかというふうに思います。

○ 秀村委員

不安材料の1つとして、残り2館、今後この2館がどのように運営されていくのか、今一度確認の意味を含めてお願いいたします。

○ 生涯学習部長

颯田、穂波の図書館につきましては、先ほども触れさせていただいたと思いますけども、直営で維持するというような形で考えております。

○ 秀村委員

それは直営だけで、閉館とかは考えられてないですよ。

○ 生涯学習部長

今申し上げましたように、もう直営で考えておるということがございますので、今の段階で閉館とかそういうことは決して申し上げておりませんのでご理解をお願いしたいと思います。

○ 江口委員

今直営でというお話がありましたが、今回の議案は、私はある意味合併後最初に出てきた統廃合の議案だと考えています。

3館指定管理者ですよ。残り2館はそうではないですよ。そのうち1館はシステムさえ入っていないですよ。5館のサービスを、5つのエリアに対するサービスをそれぞれの館でやってきた。それをキチンとやっていくのであればサービスの低いところをまず上げることを考えなくてはならないのに、先頭3館をさらに前に行かせる。これが今回の議案ですよ。直営でやっていて、後で指定管理者に移行するのであれば、そしたら条件が違うということで指定管理者の方ともめる。そうすると、5年後の指定管理の期間があるとしたら、その5年後に入れることを考えるのかどうなのか。直営というお話をされましたけれど、自分たちが書いたペーパーの中で違うやつがあるでしょ。これ平成18年度公の施設等の概要調書です。平成18年12月25日に行財政改革推進室長に対して出された文書です。この中で何が書いてあるかというと、飯塚市立図書館については今後の管理運営については指定管理者、同じく筑穂も庄内もそうです。ところがこのペーパーの中で、穂波と頼田についてはそうではないんですよ。穂波についてはどう考えているか。統廃合ですよ。施設運営の方向性、その他、廃止、資料館、資料室へ転用。統廃合ですよ。同じく頼田、廃止、公民館資料室へ転用ですよ。だから皆さん方は3館しかやらないわけでしょ。5館をやるのではなくて、3館にするから指定管理者3つなんですよ。ちゃんと5館を残そうという話であれば指定管理者の形は5館入れるのか、もしくは小さいところから順次入れてくるような北九州方式を採ったりだとか、センターである中央館1館は指定管理者にはせず、そこでコントロールをするスタイルでやると。そんな形を考えられる。だけど去年の段階から5館ではなくて3館へ、3館体制へ移行しようという内部が、意思があるから3館なんですよ。皆様方が作られた文章ですよ。そうなるとうどうなるか。図書館のところから外れるわけですよ。当然配本サービスとかしないでしょ。公民館図書室ですから、資料館の資料室ですから。これを本当に3館で指定管理でやろうと思う、統廃合、最初の議案であってもいい。だけれども、そうするのであれば、それをちゃんと表に出した上で、もうお金がない、そして市民全市域的にこれから先統廃合を考えなくてはならない。図書館はその先頭に立って考えた。3つでキッチリやっていく。その他のサービスポイントについてはこれこれこういうふうな形でサービスをしていく。そういうふうな形がなければならぬのに、直営でやるというけれど、自分たちがそうではないことを書いているんです。で、公の施設のあり方検討委員会これから始まるわけでしょ。その中で当然これが考えられますよ。2館消えるんですよ。穂波の方、頼田の方に対して、こうなんですよというお話をされて合意の上で進めるのであれば、私はそれもありだと思います。ところが今回に関してはそれがキチンと表に出されていない。公民館図書室といったら旧飯塚市の中8館にもありますよね。あそこと同じ形になるわけです。じゃあそこも含めて配本をやっていくというふうな形でやるのか。そんな問題もあるわけですよ。学校にも図書室があるわけです。学校図書室があるわけです。地域のサービスポイントと考えると、学校図書室を、学校図書館を地域開放にするスタイルもあるわけです。下山田小学校そうですよね。そうやってサービスポイントを拡充させていくというやり方もあるわけです。いろんなやり方があるのに、今回は指定管理者を指定、とりあえず今ある5館を3館にして。そんな議案をまるまる見過ごすわけじゃないですよ。しっかり考えないとほんとね、齊藤市長、協働と言われるけれど、その協働というところが皆さん方でそれを崩してしまうことがあり得るんですよ。一緒になって考えて汗をかくから信用してもらえるんですよ。私たちこうやります。着いて来てください。今の姿勢はそうですよね。私たちは一生懸命考えました。一生懸命考えられたかもしれないんです。だけれどもそれで市民の方々が不安が取り除けるかどうか、また市民の方々にとっていいサービスが提供できるかどうか、もういっぺんそれ考え直さんといかんです。とても現状において指定管理者の議案、今回の議

案を通す環境にはないんだと思います。だからこそ前回継続審議をお願いした。そしてその中でいろんな資料が出てきた。疑問点の整理もまだ済んでいない。今回の改正条例の中での第3条の問題もそうですよね。筑穂と庄内と飯塚に入れるんだけど、館丸ごとするのか、設備だけなのかとか、そういった問題の整理もできていないんですよ。条例の範囲も明確でない。あそこもクリアできないんですよ。とてもじゃないけれど、現状においては採決というところではいかなないんだと思っています。ぜひこれについては継続審査をお願いしたいと思っています。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:51

再開 13:52

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

○ 生涯学習部長

すいません。先ほどの発言の中で、ちょっと説明不足の点がございましたので、撤回をさせていただきますと思います。

先ほど楡井委員との質疑応答の中で、私、19年の5月から生涯学習部内で検討したというような発言をしたかと思いますが、これにつきましては、導入にあたっては合併前からそれぞれ検討をされておりましたので、訂正方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと先ほど教育長の発言の中にも、競争入札という形であったかと思ひますが、競争入札という形ではございませんので、そこ辺りにつきましても訂正をさせていただきますと思ひます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:53

再開 14:10

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま江口委員から継続審査の申し出がありました。

おはかりいたします。議案第84号ならびに請願第1号、以上2件については継続審査とすることに賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって継続審査とすることについては否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。念のため申し上げます。討論、採決については、議案第84号、請願第1号の順でそれぞれ行いますのでご了承願ひます。

議案第84号に対する討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

先の議会でこの議案が継続審査になるときに、継続審査になることについて賛成の討論をいたしました。それに加えて今日の質疑を含めて、本会議で反対討論を述べさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 江口委員

今まで質疑した中で、疑問点、不安な点等はまだまだ山積みで残っております。そして、日本図書館協会等、また箕面の市立図書館の協議会の意見書等々考えると、私自身指定管理者がこの図書館になじむものとは思っておりません。教育長がお話の中で、仕様書にキチンと盛り込まないと難しいというお話がございました。ぜひそんな部分をキチンと盛り込んだうえで、

それを示されて、この場で示されたならばまだまだ議論の余地があると思っておりますが、それも示されない。コスト試算についても不明確。設備のところですね。条例の第3条でしたか。3館のこの指定管理者の管理をする部分、そこについても切り分けができていない現状があります。そしてなもう1点、この指定管理者の議案自体が合併後初の統廃合の議案、そういった側面が隠されて出てきた。そのことを考えるととてもこの議案に賛成するわけには参りません。詳しくは本会議場で述べますが、以上のような点をもちまして反対とさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定されましたので、「請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願」は、みなし不採択といたします。

次に、「教育・子育て環境について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

1点、マナビ塾についてお聞かせください。

全市の拡大というふうな形でなされると思っております。そのときに関してどのような課題が出てくるのか、現状のどういった形で、課題等考えておられるのかまずお聞かせください。

○ 生涯学習課長

子どもマナビ塾の現状につきましてでございますが、子どもマナビ塾事業の平成19年度につきまして、これまで旧穂波町で実施してきたところでございますけど、これにつきましては、国の委託事業の終了に伴いまして、市の単独事業といたしまして、本年19年度より、土曜のみの開催で全市展開に取り組んでいるところでございます。昨年度まで先行して実施しておりました穂波地区につきましては1学期から各小学校の余裕教室を活用いたしまして楽市、平恒、若菜、椋本、高田の各小学校で開催いたしております。また庄内、菰田の2地区につきましては、公民館および隣接する小学校のパソコン教室等で開催をしているところでございます。筑穂、穎田、鯉田、飯塚東の4地区につきましては、公民館で開催いたしております。なお二瀬、幸袋、鎮西、立岩、飯塚の5地区につきましては、2学期からの開催に向けて現在準備中でございます。

○ 委員長

課題という・・・

○ 生涯学習課長

課題でございますけど、旧穂波町につきましては、これまで行ってきた成果につきまして、保護者の方、また住民の方々からの理解を得られておりますけれども、それ以外の旧1市3町につきまして、取り組んでおるところでございますが、全体としてまだまだ不十分な面もあると思いますので、今後ともPTAやまた地域、また関係団体等もご理解を得られるよう、十分に説明を行ったうえで2学期以降の実施を行ってまいりたいと考えております。

○ 江口委員

ちょっと今ひとつつかめなかったんですが、もういっぺんちょっと課題、課題点について詳しくお伝え願えますか。

○ 生涯学習課長

課題につきましては、現在穂波地区におきましてはこれまで各小学校の空き教室を利用して実施していたところがございますけど、それ以外の地区におきましては、学校5日制ということで、公民館での使用を、土曜日開催いたしておりました。今後は各小学校の空き教室を活用して、実施していきたいと思っておりますけど、それにつきましては、まず学校の余裕教室、それからPTAや地域の方々のご理解をいただかなくてはまだまだやれないところもございますので、そういったところが解決次第、少しずつ広めていきたいと考えております。

○ 江口委員

後2点お聞かせください。

平日開催、穂波の方々から要望が多かったかと思いますが、それについてどうなっているかが1点、そしてまた来年以降の展開についてどう考えておられるのかをお聞かせください。

○ 生涯学習課長

穂波地区におきましては、平日開催ということは今のところ望まれております。各小学校で開催する曜日は異なっておりますけど、2学期より平日開催を行っていくところでしております。またその他の地区につきましても今のところ土曜日開催ということでしておりますけど、先ほど言いましたように学校、また保護者、また関係団体それぞれの課題が解決され次第、土曜日に加えまして平日開催を随時進めていく計画にしております。

また今後に向けての事業の進め方につきましては、現在のところ土曜日みの開催とはいえ、全市に展開する第一歩を踏み出したわけがございますので、今後は市内全小学校におきまして、平日の放課後における子どもたちの居場所作り等目指し、今後とも各関係機関等と連携をとりながら検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いたします。

○ 楡井委員

庄内と穎田の幼稚園バスの有料化の問題でちょっとだけお聞きしておきたいと思えます。

この幼稚園バス、10月から有料化ということだと思えますけども、これ今保護者の方たちへの徹底状況、これどうなっておるんか、それから利用状況がもうはっきりしたかどうかについてお聞きしたいと思えます。

○ 学校教育課長

まず徹底のところですが、今7月の段階で穎田それから庄内幼稚園の保護者の方に来ていただきまして、有料化になる説明をさせていただきました。

それから今後の利用状況ですけれども、これは9月に入りまして再度利用される方に申込書を渡していただきますので、その後でないとどれだけの数の利用者があるかということはお答えできませんので、そういうところでご理解をお願いしたいと思えます。

○ 楡井委員

この9月の時点で再度説明会等は行う予定なんですか。

○ 学校教育課長

今のところ、再度説明会をするという予定は考えておりません。

○ 楡井委員

7月のその説明会するとき、いろいろ問題があって、書類を渡したり渡さなかったりというような状況生まれましたよね。その後の変化の状況あたりがあると思うんで、そういう意味では再度説明会をしなきゃならないんじゃないでしょうかね。

○ 学校教育課長

もしそういう必要性があるようでしたら、今後検討していきたいと考えております。

○ 楡井委員

最後、要望です。その必要性は行政の側からの必要性ということじゃなくて、保護者、そういうところからの必要性ということを把握したうえでやっていただきたいというふうに思いま

す。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に「高齢者対策について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件も掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思いませんが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

執行部から案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。

報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

健康増進課より、公用車による交通事故についてご報告いたします。お手元に資料、2部つづりのものを差し上げておるかと思えます。

本件事故は6月27日(水)午後3時30分ごろ、健康増進課嘱託職員が運転する公用車が穂波支所での業務を終えて本庁へ帰庁する際、別添の見取り図がございますが、芳雄橋を渡り、飯塚病院前を左折して柏木町幸袋線を走行中、市役所との中間付近の通称新飯塚駅通りとの交差点にさしかかったところ、左手から相手方車両が出てきたため、衝突を避けようと右にハンドルを切りましたが、避けきれずに相手方車両の右側部分と公用車の前面が衝突し、双方の車両が損傷したものでございます。

損害状況につきましては、市側は運転者を含む保健師3名が頸部・腰部捻挫、打撲等の人身傷害があり、車両損害は前部バンパー、フェンダー等の損傷でございます。また相手側の損害につきましては、人身はございませんが車両損害が右前フェンダー、バンパー、ドア等が損傷したものでございます。

損害賠償額についてでございますが、車両につきましてはほぼ協議がととのっておりますが、人身で市側保健師が通院中のため、現在協議中でございます。

また事故原因につきましては、市側車両は優先道路を走行中ではございましたが、双方の車両が十分な前方注意のうえで運転がなされていれば事故は未然に防げたものというふうに思っております。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転を心がけるよう注意を行っておりますが、今後はさらに当該職員はもとより、他の職員に対しましても安全運転を心がけるよう指導を行っていく所存でございます。

以上簡単ではございますが、公用車による交通事故の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。
これもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。どうもおつかれさまでした。